

# 税務調査は怖くない!

第4回

## 相続税の税務調査 その1

### 故人の全財産の申告がカギ

今回は相続税の税務調査の話です。相続税の税務調査は、所得税や法人税とは、全く異なります。所得税や法人税は、毎年申告を行う人に対して、会計帳簿があることを前提に調査が行われます。一方、相続税については、人がいづれくらの財

産を残して亡くなるかは、誰もわかりません。そして、遺族が故人の財産をどこまで把握しているかも、家庭によりまちまちです。また、相続税に会計帳簿というものはありません。

相続税の税務調査は、一言でいえば、故人のすべての財産を申告しているか否かが、論点になります。

「小規模宅地等の特例」などの、税務上の優遇規定の適用要件をきちんと満たしているか否かはもとより、論点となるのは申告書に記載されているものほかに「もっと財産があるのではないか」ということです。そのため、相続税の税務調査官は、何の下調べもせずに調査を行うことはありません。少なくとも、故人とその相続人らの通帳はすべて確認してから調査をします。ですので、相続税の税務調査は、申告書提出後、2年くらいを経過してから行われることが多いです。

### 遺族が認識していない財産も

相続税の調査官は基本的に2人で来ます。調査は午前中から

### 申告漏れしやすい 故人の財産もあるので注意が必要



行われ、最初は故人の生前の生活習慣や趣味などの話から穏やかに始まります。その結果つい冗舌になると、余計な話までしてしまいがちです。

昼休憩にさしかかる頃（または昼休憩を挟んで）、今回の調査の論点となっている事項を切り出されるのがよくあるパターンです。

「故人のすべての財産を申告しているか否か」。これは、遺族と調査官との間で認識が一致しないことが多々あります。

故人が所有している不動産や預貯金、株式などは申告漏れをすることはほとんどありません。問題となるのは「生前の贈与」や「名義預金」などの場合が多いです。これらは、故人の生活

ぶりが派手であったか、質素であったかも大きく影響します。例えば故人に愛人がいて、派手に現金やプレゼントをあげていた場合などは、何かしらの指摘事項があるのは必須と思われるかもしれません。現行の相続税法の税額計算は、遺産総額が増額すると、各相続人の個々の税額もすべて増加する仕組みとなっています。

それ故に、税務調査の結果、修正申告となった場合には、すべての相続人に追徴税額が課されることが特徴的です。

相続税対策をしたいのであれば、生前の対策が重要です。今回は、生前対策の注意点を解説します。

### 解説

税理士法人  
根本税理士事務所  
(東京都江戸川区)

根本淳 代表



プロフィール ● 東京都江戸川区出身。同事務所の本社、千葉県市川市の支社において不動産税務、相続税を専門に取り扱う。不動産オーナーや地主のクライアントが多く、資産を減らすことなく次世代に承継するための支援を行っている。